

移行期間中における町民の皆様へのお願いについて

令和2年8月18日

印南町新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長 印南町長 日裏 勝己

5月25日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、全国における緊急事態の解除が宣言されました。また、一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていくとの方針が示され、本日（6月19日）から次の段階へとステップアップ（ステップ2）することとなりました。

これまで印南町では、印南町から「一人の感染者も出さない、出させない」ことを掲げ、感染拡大防止のため感染予防対策の徹底や行動等の自粛について、町民の皆様にご協力をお願いしてまいりました。皆様のご協力により、町内からの感染者はゼロ、また県内における感染が小康状態となっている状況であり、そのことが評価されこの結果に繋がったものと思います。心より感謝申し上げます。

政府の基本的対処方針等が示されている移行期間が、次の段階へとステップアップすることに伴い、和歌山県新型コロナウイルス感染症対策本部（和歌山県知事）から県民の皆様や事業者の皆様に、改めて必要なご協力のお願いがありました。

このことを受け、印南町新型コロナウイルス感染症対策本部として、移行期間中における感染拡大防止への取り組みについて、今後も継続的に取り組んでいただきますようご協力をお願いします。

皆さま一人ひとりの行動が、ご自身はもとより、ご家族や周りの人の命を守ることにありますので、ご理解ご協力の程よろしくをお願いします。

《町民のみなさまへ》

（安全な生活・安全な外出）

（1）基本的な感染予防対策の心がけ

- ・ 「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い」など基本的な感染予防対策を心がけてください。
- ・ 感染リスクの高い場所を避けて、安全な場所に外出してください。
- ・ 政府から示されている新しい生活様式等も参考にしてください。

（2）密接はダメ 3密はもっとダメ

- ・ 人と人が密接な状態になることを避け、特に3密は絶対に避けてください。

（3）発熱等、体調が優れないときは

- ・ 咳や発熱などの症状がある場合は、通勤や通学等であっても、決して無理をして外出せず、クリニックを受診してください。

- ・ 従業員等から咳や発熱等の症状の報告があった場合は、医療機関の受診を勧める等、適切な対応をお願いします。

(4) 新しいスタイルの働き方推進

- ・ 時差出勤や在宅勤務（テレワーク）等を活用し、働き方を工夫するようにお願いします。

(5) 全業種で業界ガイドライン等の遵守

- ・ 全ての業種で、県や各業界から示される各ガイドラインを参考に感染拡大予防の徹底をお願いします。

(6) イベントの開催は態様や種別に応じた規模で

- ・ イベントの開催は、十分な感染防止対策を行ったうえで、「イベント開催誓言の段階的緩和の目安」を参考に、イベント等の態様や種別に応じた規模で開催してください。
- ・ イベントの前後などの交流の場でも感染拡大のリスクがありますので、こうした交流等を極力控えてください。

(病院や福祉施設等集団生活を行っている施設)

(1) 職員の感染防止対策と健康観察

- ・ 職員の方は、マスクの着用、手指消毒の実施など、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、毎朝の体温測定など自らの健康をチェックして、少しでも異常があれば絶対業務に従事しないようお願いします。

(2) 食事の提供は個別で

- ・ 食事については、ビュッフェスタイルではなく個別の盛り付けとしてください。

(3) 発熱等の症状が出た場合は、嘱託医等に相談・連絡

- ・ 入所者など利用者において、発熱や呼吸器症状が一人出た段階で嘱託医などに相談してください。一週間以内に二人以上同様な症状の者が出た場合は、速やかに保健所に相談してください。

(4) 面会は、施設に入らない

- ・ 面会については、基本的には自粛をお願いします。どうしても面会の必要がある場合は、少なくとも施設内に入らないようにして対応してください。
- ・ 特別に必要があると管理者が判断した場合は、感染予防対策を徹底させた上で、施設内へ入ることを認めていただくようお願いします。

〈特に感染が拡大している地域に出かけての会食や接待を伴う飲食をしない〉

- ・ 大阪や首都圏、その他特に感染が拡大している地域にお出かけの際は、基本的な感染症対策（マスク着用、手洗いなど）を心がけるとともに、会食や接待を伴う飲食は控えてください。

〈遅くまで集団で会食・宿泊〉

- ・ 友人や知人と夜遅くまで長時間、集団で会食をし、そのまま友人の部屋に宿泊をして感染するケースも見受けられます。そのような行動は控えてください。

〈症状がある人は通勤通学を控えてクリニック〉

- ・発熱など症状があるにもかかわらず出勤し、周りに感染を拡げてしまったケースが見受けられます。通勤や通学前に検温をして、発熱などの症状がある場合は通勤や通学を控えてクリニックを受診してください。

〈事業所では発熱チェック〉

- ・事業所においても従業員等の発熱などのチェックをし、症状がある場合は業務に従事させず、クリニックの受診を勧めるなど、適切な対応をお願いします。

〈各事業所で感染拡大予防ガイドライン〉

- ・各事業所において、県や各業界が出している感染拡大予防ガイドラインを遵守するようにお願いしています。県内の事業所ではガイドラインを守られている事業所が多い状況ですが、全ての業界、事業所でガイドラインの遵守とポスター掲示（※1）をお願いします。

〈病院、福祉施設サービスは特に注意〉

- ・病院や福祉施設等の職員は、施設内へ感染の持ち込みが発生しないよう特に注意してください。また、訪問介護や通所サービスの職員やケアマネージャーも含め、御自身での感染防止対策をより徹底するとともに、事業所においても発熱などのチェックを実施するなど、健康観察のさらなる徹底をお願いします。

〈濃厚接触者は陰性でもさらに注意〉

- ・本県では濃厚接触者の早期発見、早期 PCR 検査を実施しています。そのため、濃厚接触者が一回目の PCR 検査で陰性となっても、2週間の経過観察中に陽性になったケースが見受けられます。濃厚接触者の方は、経過観察中は必ず自宅待機を行い、他の人との接触を避けることを守ってください。

〈クリニック等は疑い症例を積極的に発見〉

- ・新型コロナウイルスの感染拡大防止には早期発見が重要であることから、本県ではクリニックで感染者を発見してもらうシステムを構築しています。そのため、医療機関、特にクリニックの皆様には、感染の疑いのある患者の発見に積極的に努めていただきますよう改めてお願いいたします。

全国状況を見ると終息には至っておらず、第2波の襲来も懸念されており、また和歌山県としても、今後一定の基準に基づき、自粛要請レベルの引き上げを行う体制が構築されております。

町民一人ひとりがご協力のお願いの趣旨についてご理解いただき、自らの行動を見直していただくことが重要です。

特に、重症化につながりにくい若い世代については、自ら感染してもあまり自覚症状がなく、感染を拡大させる可能性があることから、家庭や事業所内においても、感染しやすい場所への出入りの自粛等を十分に周知していただきますようお願いいたします。

町民みんなで力を合わせ、「オール印南」でこの事態を乗り切りましょう。

【相談窓口連絡先】

相談先	連絡先
御坊保健所	【TEL】 0738-22-3481 【FAX】 0738-23-3004